

## 【令和6年度 政策・調整会議】

件名：「第2期川崎市再犯防止推進計画」（案）の策定について

日時：令和6年11月11日（月）10：05～10：10

場所：本庁舎7階特別会議室

### ●付議理由

犯罪をした人等の中には生きづらさを抱え、社会で孤立している人や刑務所等出所時に住居や就労が決まらないなど、地域社会で様々な課題を抱えている人が多く存在する。

国の第二次推進計画（令和5～9年度）における、国と地方公共団体が担うべき役割分担を明確化する方針を踏まえ、令和7～11年度の次期計画を策定し、再犯防止に向けて、各種計画等に組み込まれている取組を着実・適切に実施することで、必要な支援につなげるとともに、再犯防止に留まらず、全ての地域住民を対象とし、誰もが安心して暮らし続けることができる地域の実現につなげるため。

### ●付議概要

第2期川崎市再犯防止推進計画の策定に向けて、主な取組を案として取りまとめ、広く市民意見を募集する。

<案>

#### 1 計画策定の趣旨・目的

地域住民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国・県が策定している「再犯防止計画」を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施するため、本市における再犯防止に向けた取組の方向性を示すもの

#### 2 基本目標

犯罪をした人等に限らず、すべての地域住民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指す。

#### 3 今後の主な関連施策（重点項目）

- ・ 就労・住居の確保
- ・ 保健医療・福祉サービスの提供
- ・ 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
- ・ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
- ・ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

#### 4 計画の推進体制

国第二次推進計画において国と地方公共団体が担うべき役割を明確化する方針を踏まえ、本計画における目標及び参考指標を設定する。

### ●結論

案のとおり了承。